

外国人への入居差別を禁止するための施策を求める要望署名

大阪市長 関 淳一 様

大阪市会議長 坂井 良和 様

大阪市には 2006 年 6 月末現在で、121,610 人の外国人が居住しており、これは大阪市の総人口の約 4.6%にあたります。そして、外国人居住者は継続して増加傾向にあり、大阪市の施策として、外国人の人権を保障し、かつ日本人と共生を図ることができる制度を整備する必要性はますます高まっているところです。

しかしながら、「大阪市国際化推進基本指針」(2002 年 3 月改定)「大阪市外国籍住民施策基本指針」(2004 年 3 月改定)などが出されているにもかかわらず、外国人に対する差別や偏見は依然として根強く残っています。

特に、外国人が生活を営んでいく上でもっとも基本的な権利の一つである、居住権が「外国人である」という理由によって不当に侵害される事件が現在も相次いで起こっています。

在日韓国人 2 世の弁護士である康由美さんが、2005 年 1 月に友人とともに仲介業者を介して大阪市内の物件に入居したいと申し出たところ、家主が国籍を理由として入居を拒否しました。これに対して康由美さんは裁判を提訴し、入居を拒否した家主の責任を問うとともに、行政の不作为の責任を問う裁判をおこなっています。

こうした入居差別の実態は、「外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査報告」(2002 年)によれば、回答した 4 割以上の外国人が住宅・入居で差別や不愉快な経験・偏見を感じたと回答しているように、康由美さんの事件が氷山の一角に過ぎないことは明らかです。

ましてや大阪市では過去にも外国人であることを理由とする入居差別が裁判になっており、1993 年 6 月には入居差別は人権侵害であり、違法であるという判決がでています。

転居を希望する場合は、入学や就職、結婚など人生の大きな節目であり、その時に外国人であることを理由とした差別を受けることは、入居ができないという物理的な被害と同時に、精神的にも大きな挫折感を与え、日本社会に対する憤りと不信を感じさせることとなります。こうした悪感情の連鎖は一刻も早く断ち切らなければなりません。

また日本政府が批准・加入している国際人権規約、人種差別撤廃条約でも外国人であることを理由とした差別行為は禁止されており、差別を禁止し終了させるための実効性ある施策の実施は国際的な責務でもあります。

そしてなによりも外国人の人権を保障し、共生社会実現に向けた制度を整備・充実させていくことは、大阪市が今後より一層、国際社会に開かれた都市として発展していく上でも必要不可欠な課題であると考えます。

こうした観点から私たちは、大阪市が一刻も早く外国人に対する入居拒否を禁止するための施策を実現するよう強く求めるものです。

2006 年 10 月

署名に協力していただける方は裏面に署名をお願いいたします(署名集約 2007 月 1 月末)

